

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の26第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 月岡 崇
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
【報告義務発生日】	平成28年8月31日
【提出日】	平成28年9月2日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ネクソン
証券コード	3659
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・（ビー・ヴィー・アイ）・リミテッド (Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited)
住所又は本店所在地	パミューダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス (Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成9年12月23日
代表者氏名	ジェイムス・ドール
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資一任業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 河相 早織 同 田原 靖久
電話番号	03-6889-7000

（２）【保有目的】

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			10,044,918
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 10,044,918
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		10,044,918
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年8月31日現在）	V 436,453,117
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	2.30
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

オービス・インベストメント・マネジメント・（ビー・ヴィー・アイ）・リミテッド、オービス・エスアイシーエーヴィ・ジャパン・エクイティ・ファンド及びオービス・エスアイシーエーヴィ・ジャパン・コア・エクイティ・ファンド間の2002年11月29日付投資一任契約（修正・再表示）

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
---------	----------

氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Orbis Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	パミュードHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス (Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成1年11月22日
代表者氏名	ジェイムス・ドール
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資一任業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 河相 早織 同 田原 靖久
電話番号	03-6889-7000

(2) 【保有目的】

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			12,599,793
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L

対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 12,599,793
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T	12,599,793	
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年8月31日現在）	V	436,453,117
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / （U+V） × 100）		2.89
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・オプティマル・エスエー・ファンド・リミテッド間の2004年12月1日付投資一任契約、グローバル・バランスド・ファンドに関するオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・エスアイシーエーヴィ間の2012年12月17日付投資一任契約並びにグローバル・バランスド・ファンドに関するオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド、オービス・インベストメント・マネジメント・（ルクセンブルク）・エスエー及びオービス・オーイーアイシー間の2013年12月13日付ポートフォリオ管理業務契約

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１【提出者及び共同保有者】

- （１） オービス・インベストメント・マネジメント・（ビー・ヴィー・アイ）・リミテッド
（Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited）
- （２） オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド
（Orbis Investment Management Limited）

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（１）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			22,644,711
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H

新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 22,644,711
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		22,644,711
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年8月31日現在）	V	436,453,117
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		5.19
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
オービス・インベストメント・マネジメン ト・（ビー・ヴィー・アイ）・リミテッド （Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited）	10,044,918	2.30
オービス・インベストメント・マネジメン ト・リミテッド （Orbis Investment Management Limited）	12,599,793	2.89
合計	22,644,711	5.19